

議案第48号

つくば市個人情報保護条例及びつくば市情報公開条例の一部を改正する条例
について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成29年6月12日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市個人情報保護条例及びつくば市情報公開条例の一部を改正する条例

(つくば市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 つくば市個人情報保護条例（平成27年つくば市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「当該情報に含まれる氏名，生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ，それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」を「次の各号のいずれかに該当するもの」に改め，同項に次の各号を加える。

- (1) 当該情報に含まれる氏名，生年月日その他の記述等（文書，図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され，若しくは記録され，又は音声，動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の

個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

(2) 個人識別符号が含まれるもの

第2条中第8項を第10項とし、第7項を第9項とし、同条第6項中「番号法第23条第1項及び第2項」の次に「(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)」を加え、同項を同条第8項とし、同条中第3項から第5項までを2項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の2項を加える。

3 この条例において「個人識別符号」とは、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。

4 この条例において「要配慮個人情報」とは、行政機関個人情報保護法第2条第4項に規定する要配慮個人情報をいう。

第4条中「電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録（第25条及び第52条において「電磁的記録」という。）」を「電磁的記録」に改める。

第12条第1項第5号の次に次の1号を加える。

(5)の2 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

第13条第2項中「前条前項第5号」を「前条第1項第5号」に改める。

第16条第2号中「含む。）」の次に「若しくは個人識別符号が含まれるもの」を加える。

第17条第2項中「記述等」の次に「及び個人識別符号」を加える。

第35条中「又は」を「若しくは」に改め、「情報提供者」の次に「又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」を、「番号法第23条第1項及び第2項」の次に「(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)」を加える。

第45条第2項第2号中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平

成15年法律第58号)」を「行政機関個人情報保護法」に改める。

第50条中「第2条第4項第1号」を「第2条第6項第1号」に改める。

(つくば市情報公開条例の一部改正)

第2条 つくば市情報公開条例（平成27年つくば市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「記述等」の次に「(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正後のつくば市個人情報保護条例（以下この項において「新条例」という。）第2条第1項に規定する実施機関が保有している同条第6項に規定する個人情報ファイルであつて、新条例第12条第1項第5号に規定する記録情報に新条例第2条第4項に規定する要配慮個人情報を含むものについての新条例第12条第1項の規定の適用については、同項中「保有しようとする」とあるのは「保有している」と、「あらかじめ」とあるのは「つくば市個人情報保護条例及びつくば市情報公開条例の一部を改正する条例（平成29年つくば市条例第 号）の施行後遅滞なく」とする。

つくば市個人情報保護条例（平成27年つくば市条例第28号）新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p>第1条（略） （定義）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、<u>次の各号のいずれかに該当するもの</u> _____をいう。</p> <p>(1) <u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</u></p> <p>(2) <u>個人識別符号が含まれるもの</u></p> <p>3 <u>この条例において「個人識別符号」とは、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。</u></p> <p>4 <u>この条例において「要配慮個人情報」とは、行政機関個人情報保護法第2条第4項に規定する要配慮個人情報をいう。</u></p> <p>5—7</p> <p>8 この条例において「情報提供等記録」とは、番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</p>	<p>第1条（略） （定義）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、<u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。</u></p> <p>3—5</p> <p>6 この条例において「情報提供等記録」とは、番号法第23条第1項及び第2項_____に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</p>

9・10 (略)

第3条 (略)

(利用目的の明示)

第4条 実施機関は、本人から直接書面（電磁的記録

_____を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない

(1)―(4) (略)

第5条―第11条 (略)

(個人情報ファイルの届出)

第12条 実施機関は、個人情報ファイルを保有しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1)―(5) (略)

(5)の2 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

(6)―(9) (略)

2・3 (略)

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第13条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、市長は、記録項目の一部若しくは前条第1項第5号若しくは第6号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第14条・第15条 (略)

7・8 (略)

第3条 (略)

(利用目的の明示)

第4条 実施機関は、本人から直接書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録（第25条及び第52条において「電磁的記録」という。）を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(1)―(4) (略)

第5条―第11条 (略)

(個人情報ファイルの届出)

第12条 実施機関は、個人情報ファイルを保有しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1)―(5) (略)

(6)―(9) (略)

2・3 (略)

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第13条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、市長は、記録項目の一部若しくは前条前項第5号若しくは第6号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第14条・第15条 (略)

個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第36条—第44条（略）

（適用除外等）

第45条（略）

2 前章の規定は、次に掲げる保有個人情報については、適用しない。

(1)（略）

(2) 法律の規定により行政機関個人情報保護法
第4章の規定が適用されないこととされている保有個人情報

3（略）

第46条—第49条（略）

第50条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第6条第2項の受託業務若しくは指定管理者が行う公の施設の管理業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第6項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第51条（以下略）

個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者
（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項
に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第36条—第44条（略）

（適用除外等）

第45条（略）

2 前章の規定は、次に掲げる保有個人情報については、適用しない。

(1)（略）

(2) 法律の規定により行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第4章の規定が適用されないこととされている保有個人情報

3（略）

第46条—第49条（略）

第50条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第6条第2項の受託業務若しくは指定管理者が行う公の施設の管理業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第4項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第51条（以下略）

つくば市情報公開条例（平成27年つくば市条例第27号）新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前
<p>第1条—第4条（略） （行政文書の開示義務）</p> <p>第5条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。</p> <p>(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（<u>文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。</u>）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア—ウ（略）</p> <p>(2)—(6)（略）</p> <p>第6条（以下略）</p>	<p>第1条—第4条（略） （行政文書の開示義務）</p> <p>第5条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。</p> <p>(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等_____</p> <p>_____により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア—ウ（略）</p> <p>(2)—(6)（略）</p> <p>第6条（以下略）</p>